

＜国内株式議決権行使に関する基本方針＞

新旧対照表(下線部は変更箇所を示す)

項目	改定後（新）※2025/4/1 以降適用	改定前（旧）
国内株式議決権行使に関する基本方針	□ 東京海上アセットマネジメント（以下、当社）は、受託者責任の観点に立ち、国内株式議決権行使に関する基本方針を定める。当社は、基本方針に基づいた国内株式議決権行使ガイドラインを策定し、適切な議決権行使を行うことで、長期的な株主価値の最大化を目指す。 当社と直接または間接の資本関係や人的関係、取引関係等が存在する企業の議決権行使に関しては<u>利益相反を回避するため、外部の第三者であり適切な能力を有すると判断する議決権行使助言会社の助言に従い、議決権を行使することにより、受託者責任を貫徹する。</u>	□ 東京海上アセットマネジメント（以下、当社）は、受託者責任の観点に立ち、国内株式議決権行使に関する基本方針を定める。当社は、基本方針に基づいた国内株式議決権行使ガイドラインを策定し、適切な議決権行使を行うことで、長期的な株主価値の最大化を目指す。 当社と直接または間接の資本関係や人的関係、取引関係等が存在する企業の議決権行使に関しては<u>利益相反管理を徹底し、主体的に意思決定を行うことにより受託者責任を貫徹する。</u>

＜国内株式議決権行使ガイドライン＞

新旧対照表(下線部は変更箇所を示す)

項目	改定後（新） ※2025/4/1 以降適用	改定前（旧）
	☐ 議決権行使に際しては、基本方針に則り、その賛否を個別に判断し意思決定を行うものとし、以下にそのガイドラインを定める。なお、資本関係および大口取引先等、当社の経営に影響を及ぼす可能性がある企業に対しては利益相反を回避するため、 <u>議決権行使助言会社の助言に従い</u> 、議決権を行使する。	☐ 議決権行使に際しては、基本方針に則り、その賛否を個別に判断し意思決定を行うものとし、以下にそのガイドラインを定める。なお、資本関係および大口取引先等、当社の経営に影響を及ぼす可能性がある企業に対しては利益相反を回避するため、 <u>議決権行使助言会社の助言を参考に責任投資委員会での決議に基づき</u> 、議決権を行使する。
(2) 取締役の選任 (多様性を求める基準)	☐ <u>取締役会において、多様性確保の観点から、女性が1名以上選任されていない場合</u> 、経営トップである取締役の選任に原則として反対する。	☐ <u>プライム市場を対象として、取締役会において、多様性確保の観点から、女性が1名以上選任されていない場合</u> 、経営トップである取締役の選任に原則として反対する。